（派遣職員の給与）

**第十条**　派遣職員には、機構から受ける特定業務に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項において「通勤手当等」という。）に相当するものを除く。以下この条において「派遣先報酬等」という。）の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎として算定した給与第六項の規定により標準号俸数（同条第七項に規定する人事院規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとして算定した給与（通勤手当等を除く。）の年額（当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあっては、人事院の定めるところにより算定した額。以下この条において「派遣前給与の年額」という。）に満たない場合であって、機構において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2～6　（略）

**別表第九**　人事院規則二―三の一部改正に関する表（第一条第九号関係）

改　正　後

（人材局の所掌事務）

**第十四条**　人材局は、次に掲げる事務（第三号及び第十号に掲げる事務にあっては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第二号、第四号から第九号まで及び第十一号に掲げる事務にあっては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～七　（略）

八　平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣制度に関すること。

九～十五　（略）

（企画課の所掌事務等）

**第二十九条**　企画課は、次に掲げる事務（第八号及び第十五号に掲げる事務にあっては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第七号、第九号から第十四号まで及び第十六号に掲げる事務にあっては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～十二　（略）

十三　平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣に関する制度の企画及び立案並びに法令の実施に関すること。

十四～十八　（略）

2・3　（略）

4　人材確保対策室は、第一項第一号に掲げる事務のうち人材確保に関する事務及び同項第十七号に掲げる事務をつかさどる。

改　正　前

（派遣職員の給与）

**第十条**　派遣職員には、機構から受ける特定業務に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項において「通勤手当等」という。）に相当するものを除く。以下この条において「派遣先報酬等」という。）の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎として算定した給与（通勤手当等を除く。）の年額（給与法第八条第六項の規定により標準号俸数（同条第七項に規定する人事院規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとして算定した額とする。以下この条において「派遣前給与の年額」という。）に満たない場合であって、機構において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2～6　（略）

（人材局の所掌事務）

**第十四条**　人材局は、次に掲げる事務（第三号及び第九号に掲げる事務にあっては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第二号、第四号から第八号まで及び第十号に掲げる事務にあっては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～七　（略）

（新設）

八～十四　（略）

（企画課の所掌事務等）

**第二十九条**　企画課は、次に掲げる事務（第八号及び第十四号に掲げる事務にあっては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第七号、第九号から第十三号まで及び第十五号に掲げる事務にあっては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～十二　（略）

（新設）

十三～十七　（略）

2・3　（略）

4　人材確保対策室は、第一項第一号に掲げる事務のうち人材確保に関する事務及び同項第十六号に掲げる事務をつかさどる。